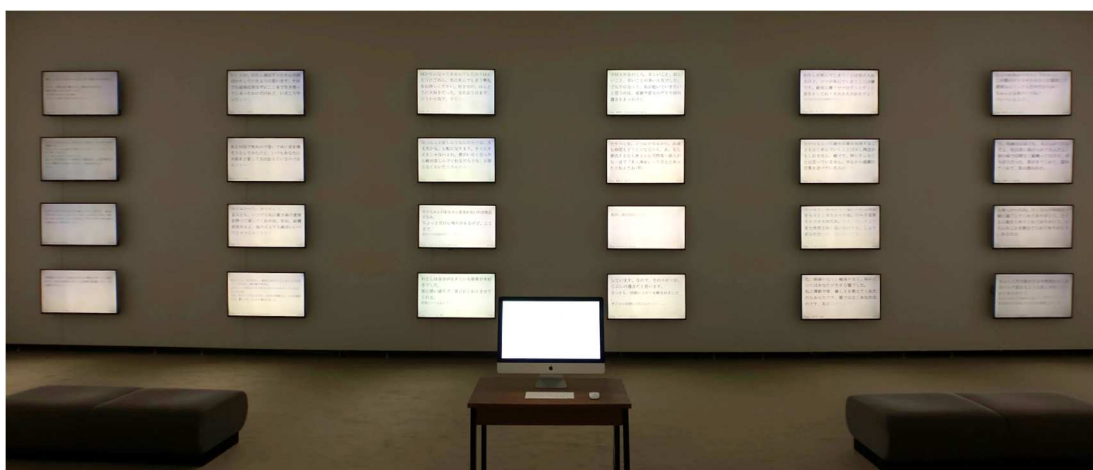


遺言の思いが届くように

情報学者のドミニク・チェンさんは、「あいちトリエンナーレ2019」に『Last Words / Type Trace』という作品を出展しました。

この作品は、10分以内に誰か一人に向けて遺言を書くというテーマで募集し、展示期間中に2300人以上が書いた遺言をタイプトレース再生するというものです。モニター画面に再生される遺言の行間からおのずと出てきてしまうものは、ある種の「祈り」なのではないか、そうドミニクさんは語ります。テキストを寄せた2300人のほとんどに共通するのが、「相手の人に、自分がいなくなった世界でも、幸せな世界を生きてほしい」という祈りであったと。（『波6月号』新潮社 対談記事を参照しました）



ふだん遺言を残すという作業に、正確性をのみ求めている筆者にとって、ハッとさせられる指摘でした。

確かに遺言の内容がどのようなものであれ、遺言者の「祈り」が届くのであれば、遺された者たちの心のこわばりがどれほど解きほぐされるだろうと思います。相続税の税務調査のときに、故人のメモ状の日記帳を相続人から見せていただいたことがありました。子どもたちへの思いやりに満ちた言葉が書き綴られていて、筆者はしばらくその文面が頭から離れませんでした。遺族にとってはどれほど深いメッセージとして心に響いただろうとも思いました。

■ 自筆証書遺言の保管制度

さて、この7月10日に新しい遺言制度が施行されています。遺産内容についてはワープロ書きでも構わなくなった「自筆証書遺言」が法務局で預かってもらえるという制度です。自筆遺言であっても、改ざんされたり紛失したりという心配もなくなり、公証人役場で作成する「公正証書遺言」と同じような安全性が確保されます。

さらに相続人の誰かが法務局で遺言を閲覧などした場合には、すべての相続人に遺言の存在を知らせるといふ、トラブル防止措置もついています。また、法務局に「死亡時の通知申請書」を提出することで、遺言者が亡くなったときに相続人や遺言執行者のうちひとりに遺言の存在を通知する制度も、任意で選択することができます。

これまで2人の証人が必要で、この証人と一緒に予約した日時に公証人役場に出向かなければならなかったものが、遺言者の都合でひとりで法務局に出向くだけになるので、手間の面でもコストの面でも手軽になります。

40年ぶりの相続法改正のなかの目玉ともいえる制度ですので、超高齢化社会に適合した簡単で安全なものに仕上がっています。この制度によって「遺言」そのもののハードルが大きく引き下げられたと思います。

■ 新制度の問題点は

冒頭に述べたように、遺言は遺言者の「祈り」が届けられればその目的のほとんどが達成されるのだと思います。しかし、同時に重視しなければならないのは、遺言内容の「正確性」です。

とても使い勝手が良くなり、安全性も確保されるようになった「自筆証書遺言」ですが、この制度の問題点は遺言者ひとりで手続きが完結してしまうということです。財産の所有関係が曖昧であったり、勘違いをしていたり、それぞれの財産価値に対して思い違いがあったりということは常にありうることです。これが後々のトラブルをひき起こしたり、遺言の有効性そのものを疑わしいものにしてしまうことにもなります。

司法書士に依頼して文案を作成してもらい、公証人との打ち合わせを行う公正証書遺言制度では、遺言者の事実誤認に気付き、本人の意思に沿った遺言内容なのかを確認するという、チェック機能が働きます。自筆証書遺言の保管制度に欠けているのは、事実確認および第三者による本人の意思確認という重要な一手間です。

■ 具体的にどうすれば良いのか

それでは公正証書遺言制度と自筆証書遺言の保管制度のいずれを選択すべきなのでしょう。専門家の意見を聞いて、間違いのない遺言を作成したい場合には、従来通り「公正証書遺言」を選択するのが無難ではないかと思えます。財産の変動が著しく、新しい自筆証書遺言制度の手軽さも捨て難いという方は、自筆証書遺言を作成する段階で、司法書士や弁護士のチェックを必ず入れるという一手間を入れることで、問題点のほとんどが解消されます。

そして、いずれの場合にも、遺される人たちへの温かいメッセージを入れてあげることができます。この「付言」という部分の文言によって、遺される人たちが大きく救われることがあることも念頭においていただきたいと思います。

(所長 瀬戸 英晴)